

指宿市公用車広告募集要領

1 募集内容

区分	車種	広告掲載 予定台数	広告掲載 場所	広告の大きさ (1枚当たり)	広告掲載料 (1台当たり)
A	軽貨物車	1台	左右側面	縦30cm×横50cm以内	月額5,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
			後面	縦10cm×横50cm以内	
B	軽乗用車	5台	左右側面	縦30cm×横50cm以内	月額5,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
			後面	縦10cm×横40cm以内	
C	普通乗用車	0台	左右側面	縦30cm×横50cm以内	月額5,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
			後面	縦10cm×横40cm以内	

2 募集期間

募集台数に達するまで、随時申し込みを受け付けます。広告の掲載状況については、本市ホームページをご覧ください。問合せ先までお問い合わせください。

3 申込方法

申込みに当たっては、次に掲げる書類を電子申請により提出してください。なお、同一事業主によるお申込みは1台までとします。

- (1) 有料広告掲載申込書（指宿市有料広告等掲載取扱要綱第1号様式）
- (2) 広告案
- (3) 申込者の事業内容が分かる資料（任意様式）
- (4) 滞納がないことを証明する書類（申込者の所在地が市外の場合）

4 決定方法

- (1) 申込者の広告案を審査し、その内容が適切であると認めたときは、当該申込者を広告主と決定します。なお、同一広告媒体に複数の応募があった場合は、申込み順とします。
- (2) 申込結果については、申込者全員に有料広告掲載決定通知書（指宿市有料広告等掲載取扱要綱第2号様式）を送付します。

5 広告掲載料の納入

広告主は、市が指定する日までに、広告掲載料を市の指定した方法により一括して納入してください。

6 掲載内容の制限

広告媒体に掲載できる広告は、公共性、公益性及び中立性が保たれるものとし、その基準は、指宿市有料広告等掲載基準によるものとします。

7 掲載方法

- (1) 広告物の掲載は、マグネットシート、カッティングシート、ラッピングフィルム等剥離が可能な素材の特殊フィルムを貼付するものとし、車体塗装は行わないでください。
- (2) 特殊フィルムは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して、車体塗装の剥離が発生しない材質としてください。

8 広告の作成等

- (1) 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主の負担となります。また、公用車への掲載及び撤去についても広告主の負担及び責任において行ってください。
- (2) 広告枠の上部又は下部の隅（縦3 cm×横10 cm）に「指宿市有料広告」と表示してください。
- (3) 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように、日程、工程を市と協議してください。また、施工の際は市の指示に従ってください。
- (4) 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して現状回復してください。

9 広告の修復

- (1) 広告の掲載期間中に市の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行います。
- (2) 経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。

10 掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は1月を単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とします。
- (2) 広告掲載期間の開始日は申請月の翌々月の1日とし、最長で掲載を開始した年度の3月31日までとします。

11 広告掲載料の返還

既納の広告掲載料は、原則、返還しないものとします。ただし、指宿市公用車広告掲載取扱要領第10条の規定に基づき返還する場合があります。

(応募、問合せ先) 指宿市役所 総務部 総務課 総務係
所在地 〒891-0497 指宿市十町 2424 番地
電 話 0993-22-2111 (内線 2112, 2113)
F A X 0993-24-3826
E メール somu@city.ibusuki.jp